

住宅の熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う固定資産税の減額措置

建築物の省エネルギー改修対策の促進を図るため、既存住宅に対して一定の省エネ改修工事を行った場合、必要書類を添付し申告すれば、固定資産税が減額されます。

1 対象要件

(1) 住宅要件

平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅であること

- ・ 貸家部分の対象外となります。
- ・ 併用住宅の場合、居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く）の床面積が改修後の住宅の床面積が 40 m²以上 240 m²以下で、居住部分の割合が当該家屋の床面積の 2 分の 1 以上であること。

(2) 工事期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までに行われた改修工事

(3) 対象となる改修工事（※現行の省エネ基準に適合する工事であること）

次のアからエまでの工事のうち、アを含む工事を行うこと

ア 窓の改修工事（二重サッシ、複層ガラス化）など

イ 床の断熱改修工事

ウ 天井の断熱改修工事

エ 外壁の断熱改修工事

注）アからエでの改修工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に適合することが必要になります。

(4) 対象となる改修工事に要した費用の額が次のいずれかに当てはまること。

①断熱改修に係る工事費が 60 万円以上

②断熱改修に係る工事費が 50 万円以上であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万円以上

※国又は地方公共団体からの補助金等の交付等がある場合には、当該改修工事に要した費用の額から補助金等の額を控除した額が 1 戸あたり 60 万円を超えていることが必要です。

注）耐震基準適合住宅に係る減額等の適用中でないこと（この減額と重複して適用することはできません。）

2 軽減の内容・範囲

(1) 軽減内容

工事完了時の翌年度分（改修工事完了日が 1 月 1 日の場合はその年度分）の固定資産税に限り、当該住宅の 1 戸あたり 120 m²までの部分が 3 分の 1 減額されます。（ただし、認定長期優良住宅に該当する場合は 3 分の 2 減額になります。）

3 減額を受けるための手続き

軽減を受けようとする対象住宅所有者は、「住宅の熱損失防止改修工事に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付の上、改修後三ヶ月以内に税務課まで提出してください。

4 添付書類

- ・領収書の写し
- ・熱損失防止改修工事証明書

※ 登録された建築事務所に属する建築士・指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した証明書が必要です。

<長期優良住宅の場合>

- ・長期優良住宅の普及に関する法律施行規則に規定する認定通知書等の写し

問い合わせ先 牧之原市税務課資産税係（0548-23-0035）